

【熱中症対策の義務化ってなに？】

2025年6月1日から、職場や屋外活動における熱中症対策が義務化されました。
この法律では、適切な暑さ対策を実施しない場合、**罰則（6か月以下の懲役もしくは50万円以下の罰金）**が科される可能性があります。

義務化のポイント

- ☒WBGT（暑さ指数）の管理
- ☒水分補給・休憩の確保
- ☒作業環境の温度管理
- ☒熱中症予防管理者などの設置

熱中症による過去の事例

福岡地方裁判所の判決（2024年2月13日）では、屋外作業中に熱中症を発症し死亡した事案について勤務先の会社に安全配慮義務違反があると認定され約4,800万円の損害賠償が命じられています。

猛暑が続く中、熱中症による健康被害を防ぐために、企業や団体は適切な対策を講じなければなりません。**熱中症予防管理者**の資格を取得することで、安全対策を強化し、法遵順守をスムーズに進めることが可能です。現場に掲げる掲示板にも「管理者を設置している」と掲載できますし、従業員を募集する際にも「うちの会社は管理者を設置し熱中症対策を行っている」といえるので、社会的な信頼を勝ち取れると同時に他社との差別化を図れるものとして受講をおすすめします。ぜひ下記の申込書を記載の上、講習料と写真2枚を支部に持参下さい

[講習申込書]

分会	
会社名（屋号）	
参加者氏名（フリガナ）	
生年月日	
連絡先（携帯）	

※上記、太枠（青地で白文字）のところについて記入をして頂き

FAX:047-466-3281 FAX またはメールをお願いします

✉:funabashinarashino@chiba-doken.or.jp

